

## 暮らしにくい社会を知恵と闘いで改善を！

### 市は市民に必要な制度の積極的な広報を

税など滞納に対する取り立ては熱心だが、市民にとって得する情報、滞納しなくても生活が成り立つ方法など市民への周知は不十分という指摘があります。「おおがき広報」に掲載したとしても、それだけでは市民に通知したことにはなりません。大切なのは、対象者をつかむことができる”現場”が、どれだけ福祉の心をもって対応するかです。まず問題が重症化する前に当事者に知らせることが必要ではないでしょうか。

今週は、市民の皆さんに知っていただきたい制度を特集しました。 市議会議員 笹田トヨ子

### 父子家庭にも 児童扶養手当が出ます

ある父子家庭の生活相談があり、父子家庭にも児童扶養手当が出ること、また就学援助制度も利用できるというアドバイスを、父親が就学援助について学校に話をすると、「教育委員会に行くように」という対応でした。

市内の別の学校では、給食費滞納問題をきっかけに就学援助の対象になる家庭には積極的に就学援助を受けよう働きかけています。子どもの貧困問題では学校が一番つかみやすく、各学校に就学援助の申請書を置いて、一歩踏み込んだ働きかけが大切ではないでしょうか。

★児童扶養手当：母子及び父子等ひとり親家庭に対し支給されます。所得制限あり。

★就学援助制度：母子・父子家庭や低所得の家庭には、修学旅行費用や学用品・給食費などが援助されます。大垣市の場合、生活保護基準の1.3倍の所得以下が支給対象です。

### 高額療養費の「限度額適用認定証」を事前に発行を

市民病院の外来患者さん、レーザー治療で1回75,000円かかり、月15万円以上になるため医療費の支払いについて相談がありました。高額療養費の場合「限度額適用認定証」で自己負担限度額の支払いだけで済みます。ところがこのケースの場合、国保の窓口で電話で問い合わせても、いったん全額支払い後で払い戻しの手続きをするよう言われ、無理してお金を借りて全額払ったとのことでした。この人は国保料の未納はないので、「限度額適用認定証」が発行されるのですが、対応した職員がこの制度を知らなかったのかもしれない。

毎年、窓口サービス課が発行する「国民健康保険」のパンフには、高額療養費の支給について、「限度額適用認定証」について説明がありますが、これだけで読んでも理解できません。もう少し分かりやすい説明が必要です。そして、本来、このような高額な医療費を払わなければならないケースでは、直接医療機関で対象者に制度

をお知らせして、事前に「限度額適用認定証」の手続きを進める必要があります。

### ★高額療養費の「限度額適用認定証」の発行

医療費が高額になった場合、「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すると、自己負担限度額のみで支払いで済みます。但し、保険料の未納があると、発行されません。手続きは、国保は窓口サービス課、社会保険は社会保険事務所で済みます。

### 要介護者は「障害者控除対象者認定書」

### ★要介護者の障害者控除

要介護認定者には「障害者控除対象者認定書」を発行されます。要介護1～2は「障害者」として、また要介護3～5は「特別障害者」として「認定書」が発行され、確定申告を行うことで税金が安くなります。大垣市は、介護認定通知書と一緒に、お知らせの文書も同封することになっていると思います。

### お困りのときはすぐに相談を

先週の中日新聞「西遊記」2012でも紹介されました大垣市内で20年以上活動する「西濃れんげの会」などいろいろと生活相談にのってくれる所があります。紹介しますのでご利用ください。

日本共産党生活相談所 0584-78-6865

NPO法人西濃れんげの会 0584-92-3307

西濃民主商工会 0584-91-8148

NPO法人たすけ愛おおがき 0584-92-1400